

## 2021年6月通常会議 議案と請願に対する討論

2021年7月2日

小島 義雄

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第92号](#) 大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第97号](#) 訴訟上の和解について

[議案第98号](#) 和解及び損害賠償の額を定めることについて

および

[請願第1号](#) 日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める請願

[請願第2号](#) 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出を求める請願

[請願第3号](#) 新型コロナウイルス感染症から大津市民の命と健康をまもるため、医師の診断を必要とせず誰でも何度でもPCR検査を受検でき、陽性者がひとしく医療保護を受けられる体制の確保などの大津市独自の施策の実現を求める請願

[請願第4号](#) 大津市北部にコロナワクチン接種会場の設置を求める請願

以上についていずれも賛成の立場で討論します。

まず、議案第92号 についてです。

国の省令改正に基づき本市の救護施設である滋賀保護院において、感染症等への対策強化や利用者の適切な処遇及び安全を確保するために条例の一部を改正するものです。毎年のように発生する自然災害や昨年来の新型コロナウイルス感染症などにおいて、特に高齢者の命が度々失われてきたことを背景に、同じことが繰り返されることのないよう救護施設でも取り組む必要がある重要な改正と考えます。

しかし、人員も運営も厳しい施設の現状から見れば、職場におけるハラスメントや業務継続計画の策定、訓練等の実施に地域住民の参加・連携など、容易に取り組みが進むものではありません。3年間の経過措置が設けられてはいますが、取り組みのための研修の実施または参加には補償が必要です。また、業務継続計画の策定には専門的な知識も必要であり、実効性のある計画実施には行政も含む事業者、関係機関の連携体制の構築などバックアップの検討が求められます。施設任せでは労働強化にもなりかねません。単なる周知や啓発で終わらず、丁寧に関わりながら推進するなど、積極的に支援し、あわせて円滑に取り組むを進める上で必要な財政支援を行うよう国に働きかけることを求めて、本議案に賛成するものです。

次に議案第97号についてです。

本訴訟の原因は、相手方と本市の間に、仕様と見積書の内容、解釈に齟齬が生じていたこととされていますが、契約成立までに内容の確認の機会は何度もあったはずですが、また、その発覚から今回の和解に至るまでも長い時間が経過しており、あまりにずさんな事務処理と言わざるを得ません。

この数年来、契約に関する事務処理ミスや市民の個人情報などのデータの取り扱い、また、徴収金の着服など不祥事が繰り返されています。公務の果たすべき責任というだけでなく、社会的規範という点からも行政の信頼を著しく損ねる事態となりました。二度と繰り返すことがないよう、あらためて所管課の責任、事務処理や取り扱いにおける職責ごとの確認の重要性を確認し直していただ

き、全庁あげて信頼回復に努めていただきたい旨を指摘し、本議案に賛成するものです。

次に議案第 98 号についてです。

本事案は 2012 年（平成 24 年）に事故が発生し、このほど示談が成立するという事です。この間の長きにわたり、事故に遭われた生徒さんはもちろんのことご家族にも、けがによる痛みのみならず精神的な苦痛や負担に加え、治療のための経済的な負担までも負っていただいたことを大変遺憾に思います。また厳しい治療にも耐えてこられたにもかかわらず完治するに至らなかったことは大変残念であり、あらためて心からお見舞い申し上げます。

事故後には校内検証を経て、弁護士やスクールカウンセラーなど専門家等による検証ののちに 2013 年には再発防止策がとりまとめられています。あつてはならない校内での事故ではありますが、市内すべての学校現場で教訓とし、学校内での安全管理、危機管理に万全の体制で臨んでいただくことはいうまでもありません。併せて万が一事故が発生しても、現場で迅速にかつ適切な対応が行えるように、当事者やそのご家族への丁寧な心のケアを行う体制と、教育委員会のサポートもさらに充実を図る必要があると考えます。加えて今回のように完治することができない場合など、和解後もさまざまな場面でのフォローアップが行えるような体制を構築していただけるよう求めて、本議案に賛成するものです。

次に請願についてです。

まず、請願第 1 号です。

1945 年、核兵器により広島や長崎で一瞬にして二十数万人が命を奪われ、命を取り留めた人々も多くが原爆症により亡くなっていきました。その人たちが「二度と広島、長崎をくりかえしてはならない」と世界に訴え続けて 75 年、長年の運動が世界を動かし、ようやく今年 1 月 21 日、「核兵器禁止条約」が発効しました。

核兵器は、研究・実験段階から人類だけでなくあらゆる生物、自然環境に壊滅的打撃を与える非人道的な兵器であり、何としてもなくさねばなりません。多数の犠牲者とその家族の無念の思いを受けとめ、代表して、唯一の戦争被爆国である日本の政府が、1 日も早い核兵器のない世界の実現の先頭に立つことが、国際社会から求められています。核兵器禁止条約が発効したを受け、NATO 加盟諸国も核兵器に依存しない同盟のあり方を模索し始めています。

しかし、日本政府は核保有国と保有しない国との橋渡しをするとして禁止条約に背を向け続けています。国連で日本が提案した核兵器廃絶に関する決議文章はその内容、文言がどんどん削られ後退、核保有国に配慮する姿勢をさらに強めるものと変わってきました。核兵器廃絶を求め条約発効の先頭にたってきた国々から厳しい批判があがり、日本政府提案決議に賛同する共同提案国も 2016 年には 109 カ国であったものがどんどん減少、ついに昨年は 56 カ国から 26 カ国までに減りました。日本政府の「橋渡し」論はすでに破たんしています。

国内でも核兵器禁止条約を支持する声広がっています。原水爆禁止日本協議会の調査によると、6 月 29 日現在、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択した議会は 579 と、全地方議会の 32% を超えました。県内でも 7 議会で可決されています。

日本政府に核兵器廃絶の先頭に立つことを求める市民の願いに応え、議員各位が本請願に賛同されることを強く求めるものです。

続いて、請願第2号についてです。

結婚したら、どちらか一方の姓を名乗らなければならないという、夫婦同姓の義務は、1898年明治31年に交付された旧民法において男尊女卑の考え方がはびこる中で決められたものです。すべての人へのあらゆる差別を許さないという、人権への共通認識を発展させてきた現在の国際社会においては、時代錯誤とも言える縛りです。日本も批准している女性差別撤廃条約第16条の「夫および妻の同一の権利」には、苗字を選択する権利も含まれます。また、憲法24条が掲げる両性の平等に反するものであり、一刻も早い解決が求められています。

2017年の内閣府調査では、姓が違って家族の一体感に影響はないと考える人は64%に上っており、選択的夫婦別姓制度に対して、昨年新聞社などの世論調査では70~80%、高校生を中心とした学校総選挙プロジェクトの調査では90%が賛成しています。各地の地方議会でも、法制化を求める意見書の採択が相次いでいます。先月6月7日には東京都議会も全会一致で採択しました。

大津市議会でも、2019年11月通常会議で、我が会派提案の代案として公明党議員団が提出された「選択的夫婦別姓導入のための法改正を求める意見書」が可決されましたが、法制化は遅々として進んでいません

去る6月23日、最高裁は「夫婦別姓を認めない民法と戸籍法の規定について「憲法に違反しない」との判断を示しました。同時に、2015年の判決に引き続き、「国会で論じられるべき事柄にほかならない」と国会に判断を委ねています。最高裁の判決そのものは、「憲法の番人」としての役割を放棄したものであり容認できるものではありませんが、1996年に法務大臣の諮問機関である法制審議会が選択的夫婦別姓導入を答申してから25年にわたって、この問題をたなざらしにしてきた政府の責任も問われています。菅首相も制度の導入に賛意を表明し「政治家として責任がある」と答弁しています。最高裁が判断を国会に委ねるなら国会に動いてもらうほかありません。

苗字を変えることで自分の代で、家族の苗字が消えることを憂い、結婚をためらったり、社会的不利益を受けながらも事実婚を選ばざるをえない若者もいます。社会情勢の変化は、新しい家族の形を求めているのではないのでしょうか。同姓にするか、別姓にするか、どちらを選ぶことも夫婦の意志で決められる選択的夫婦別姓制度を望む声をこれ以上放置するわけにはいきません。法制化の早期実現を願う市民からの本請願へ、議員各位の賛同を心から求め、賛成討論とします。

次に請願第3号です。

新型コロナウイルスは現在、感染力、重症化リスクが非常に高いインドで見つかった変異株、いわゆるデルタ株が猛威を振るつつあり、日本でもイギリスで見つかったアルファ株にとって変わることが予想されています。緊急事態宣言は、沖縄県を除いて解除され、東京や大阪など10都道府県でまん延防止重点措置が実施されていますが、国立感染症研究所などの専門家は、7月にも緊急事態宣言が必要になる可能性を指摘しています。

また、先日入国したオリンピック選手は、自国でワクチン接種をしていたものの感染が確認されています。このことから、ワクチン接種後も感染対策をしなければならないことは明白です。請願が求める、PCR検査センターの設置は、無症状の感染者を早く発見・保護することで重症化や感染拡大を抑えることとなります。新規感染者が減っている今だからこそ、大規模検査を行い感染の封じ込めをするべきです。広島県はじめ、複数の自治体で独自に検査センターが設置されています。泉佐野市は、市民が無償で検査を受けられるPCR検査センターを民間検査会社に委託して開設されるということです。大津市もこのような取り組みを参考にして、市民の命と生活を守る責任を果たす

べきです。

本市では高齢者施設や障がい者施設の従事員や利用者を対象に、希望者へ抗原検査を行う方針が示されています。一步前進ではありますが、さらに、精度が高いPCR検査を用いること、医療機関や保育園、学校などの職員へも対象を広げることが必要です。

そして県と連携し、命を守ることを最優先に、誰もが等しく必要な医療を受けられるように、入院あるいは療養施設へ入所できる体制の強化が必要です。やむを得ず在宅で療養しなければならない場合にも、適切な診察と看護を提供し、精神的なケアや生活支援を充実させることが求められます。

市民の不安に寄り添い、実効性のある施策の実施を市に求めていくことは、議会の役割であります。議員各位の賛同を求めて賛成討論とします。

最後に請願第4号についてです。

請願第3号の討論でも指摘しましたが、新型コロナウイルスの変異株の感染拡大など、コロナ禍の収束の見通しは立たず、市民の不安や疲れは増しています。少しでも安心をという切実な思いから、早期のワクチン接種を望む声は強く、本市でも鋭意取り組みが進められていますが、まだまだ予約ができない、情報が行き届かない現状があります。6月からはかかりつけ医などでの個別接種も開始されましたが、そもそも医療機関自体が少ない市北部では、診療所などの医師が通常診療が回らなくなるため、なかなか多数の市民に対応することができないという声も聞いています。

集団接種について、要件を満たす会場の確保が難しい地域では、移動手段を保障するなど、住んでいる場所にかかわらず接種を希望すれば、誰もが安全にかつ安心して接種できるようにするのは行政の責任です。市として地域ごとの特性を踏まえて対応する必要があったと考えます。本請願を提出された市民のみなさんは、希望すれば接種できるように、そのために必要な対策を講じてほしいと願われているのであり、引き続き取り組みを進めることが必要と考え、本請願に賛成するものです。議員各位の賛同を求め討論とします。